

埼玉県建設工事請負等業者選定委員会設置要綱

[沿革] 平成14年4月1日、平成15年4月1日、平成16年4月1日、
平成17年4月1日、平成18年4月1日、平成20年4月1日、
平成21年4月1日、平成22年4月1日、平成25年4月1日、
平成26年3月1日、平成26年4月1日、平成28年4月1日、
平成30年1月30日、平成31年4月1日、令和4年12月23日、
令和6年11月1日、令和7年4月1日改正

(趣旨)

第1条 埼玉県が施行する一定額以上の建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託（以下「大規模建設工事等」という。）の業者の適正な選定等を行うため、総務部に埼玉県建設工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、大規模建設工事等の発注に際し必要な事項を審査する。

(所掌事項)

第3条 委員会が所掌する大規模建設工事等は、次のとおりとする。

- (1) 埼玉県財務規則第14条第1項第1号及び第2号による別表第1に定めるもののうち次のもの。
 - ア 執行予定額が2億円以上の建設工事の請負
 - イ 執行予定額が2千万円以上の建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託
- (2) 知事が特に指定した建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託

2 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 一般競争入札に係る入札に参加する者に必要な資格
- (2) 指名競争入札に係る指名業者の選定
- (3) 低入札価格調査に係る調査結果
- (4) 埼玉県談合情報等対応要領に定める公正入札調査委員会の所掌する事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

委員長	総務部長
副委員長	総務部契約局長
委員	総務部人財政策局長 農林部副部長 県土整備部副部長（2名） 都市整備部都市政策・公園局長 都市整備部まちづくり局長 企業局水道部長 下水道事業課長
	以上10名

2 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

3 部会の組織及び運営等については、委員長が別に定める。

(運営)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の出席)

第6条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(決定)

第7条 第3条第2項各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、総務部長が決定する。

(秘密の保持)

第8条 委員会は秘密とし、その記録は原則として公開とする。

(議事録等)

第9条 委員会の記録は会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、入札終了後（契約の相手方の決定後）に議事録の提供を希望する者に対し、総務部入札課において情報提供を行うものとする。なお、入札を取りやめた案件については、入札やり直し後に契約の相手方が決定するなど議事録を公表しても差し支えない時期に提供する。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 審査資料は前項の期間は保存しなければならない。

4 審査資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

5 建設工事においては、指名選定理由及び指名業者について、入札終了後（契約の相手方の決定後）、建設工事及び業務委託に係る入札結果等の公表要領第5条に基づき公表する。なお、公表方法は同要領第8条のとおり電子入札共同システムにより行うものとする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部入札課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成13年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 1 月 30 日から施行する。

2 改正後の規定は、平成 30 年度の予算の執行に係るものから適用し、平成 29 年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 12 月 23 日から施行する。

2 改正後の規定は、令和 5 年度の歳出予算の執行及び令和 4 年度の予算で定める債務負担行為（令和 4 年度の歳出予算の執行を伴わないものに限る。）に係るも

のから適用し、令和４年度の歳出予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和６年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。